

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 5 年 5 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者



郵便番号 374-0121

住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地

氏 名 ウム・ヴェルト株式会社

代表取締役 小柳 明雄 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-82-4391

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く:

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)

汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。)

廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、

木くず、

繊維くず、

動植物性残さ、

金属くず(自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上13種類

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。

なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。

(添付条文: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第9項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)

|  |   |
|--|---|
| <p>事務所及び事業場の所在地</p>  | <p>事務所 埼玉県加須市栄368番1<br/>電話番号 0280-23-2641</p> <p>事業場（駐車場）<br/>加須第一駐車場：埼玉県加須市栄368番1、368番4、368番5、370番1、371番1<br/>加須第二駐車場：埼玉県加須市栄320番1<br/>加須第三駐車場：埼玉県加須市栄335番1、337番1<br/>加須第四駐車場：埼玉県加須市栄字中道北343番1、346番1<br/>板倉駐車場：群馬県邑楽郡板倉町大字大高嶋字八反734番2<br/>久喜駐車場：埼玉県久喜市河原井町46番<br/>久喜事業所駐車場：埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼14<br/>栃木事業所駐車場：栃木県上河内郡上三川町大字多功 614-1、615-6、615-1</p> |
|  | <p>事業場（中間処理施設）<br/>板倉リサイクルセンター：群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地<br/>久喜リサイクルセンター：埼玉県久喜市河原井町47番4の一部<br/>久喜第2リサイクルセンター：埼玉県久喜市河原井町46番<br/>加須第2リサイクルセンター：埼玉県加須市栄字六軒365番1<br/>加須第3リサイクルセンター：埼玉県加須市栄字六軒 365番1</p>  |
| <p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>   | <p>事業計画書のとおり<br/>(収集運搬車両合計 108台、運搬容器 <input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p>  |
| <p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p> |   |
| <p>※ 事 務 処 理 欄</p>   |   |

(日本工業規格 A列4番)